

## 逢瀬川流域水害対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 「逢瀬川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい逢瀬川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した、総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は福島県土木部長が務める。
- 3 協議会の招集は事務局が行う。
- 4 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 6 協議会は、必要に応じて実務者会議を設置することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 逢瀬川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、福島県土木部土木企画課、県中建設事務所企画調査課及び郡山市河川課で行う。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

規約は、令和6年10月15日から施行する。

## 逢瀬川流域水害対策協議会 委員（案）

★印は会長

○印は座長

委員	
	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所長
	福島県農林水産部長
★	福島県土木部長
	郡山市長
	郡山市上下水道事業管理者
	気象庁福島地方気象台長
	農林水産省東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長
	林野庁関東森林管理局福島森林管理署長
	郡山市消防団長
	郡山商工会議所女性会副会長
○	朝岡良浩（日本大学工学部土木工学科教授）
	川越清樹（福島大学共生システム理工学類教授）
	市岡綾子（日本大学工学部建築学科専任講師）
	近内直美（郡山女子大学家政学部生活科学科社会福祉専攻講師）

委員：14名（敬称略）